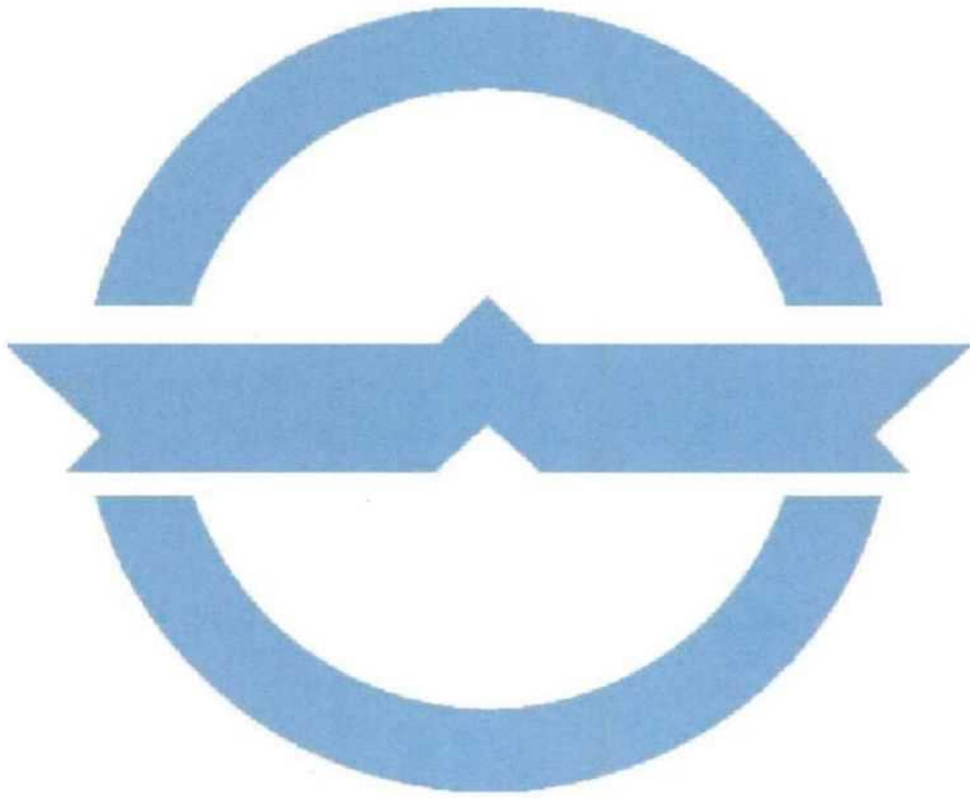


大和村簡易水道事業

# 令和8年度水道水質検査計画



令和8年 3月

鹿児島県大和村住民税務課

## はじめに

大和村簡易水道事業は、水道をご利用いただいている皆さんに安全な水道水を供給できるよう定期的に水質検査を行っております。

水質検査は水道法第20条で水道事業者に実施を義務づけられており、水道水が水質基準に適合し、安全であることを保証するために不可欠なものです。水質検査計画とは適正な水質検査を行うために、水質検査の採水地点、検査項目及び検査頻度等を定めたものです。

このたび、より効果的で合理的な水質検査を行うために「採水場所の選定」、「水質検査項目」、「検査回数」、「検査方法」などを明記した「令和7年度水質検査計画」を策定しました。

この計画は、水源周辺の状況の変化に応じて毎年見直しを行い、より安全な良質な水道水をお届けするために作成しています。

## 目次

- 1 基本方針
- 2 簡易水道事業の概要
- 3 水源の状況並びに原水及び浄水の水質状況
- 4 採水地点、検査項目、検査頻度及びその理由
  - (1) 採水場所
  - (2) 検査項目
  - (3) 検査頻度
- 5 水質検査方法
- 6 臨時の水質検査
- 7 水質検査の自己／委託の区分
- 8 水質検査計画及び検査結果の公表
  - (1) 公表内容
  - (2) 公表方法
- 9 その他の留意事項
  - (1) 水質基準項目等の定量下限地及び精度保証
  - (2) 原水に係る水質検査の実施
  - (3) 水道水源の汚染源の把握
  - (4) 汚染の早期発見及び連絡通報体制の整備
  - (5) 水質検査における精度管理及び信頼性保証
  - (6) 給水管等に係る衛生対策の推進

### 水質検査とは

水道水の水質検査は、水質管理において中核をなすものであり、安全で安心して使用していただく水道水を供給するうえで、必要不可欠なものです。

この水質検査計画は、水質検査を適正するため、水質検査地点水質検査事項目及び検査頻度などについて定めたものです。

## 1. 基本方針

大和村は、供給する水が給水栓において、水道水質基準に適合していることを遵守するため、定期的に行う水質検査について水質検査計画を策定し、計画的に水質検査を実施します。

また、臨時に行う水質検査についても、計画書において行う際の要件、検査項目及び実施方法について明らかにします。

なお、水質管理目標設定項目に含まれる農業についても、必要に応じて検査を実施します。

水質検査計画には、水道法施行規則第15条の定めるところにより、水道事業者が行う定期的水質検査について、検査すべき事項、当該項目、採水の場所、検査の回数及びその理由を記載します。

水道法第20条第3項の規定により水質検査を委託する場合における当該委託の内容については、委託する検査機関、委託する項目、検査項目、精度管理方法及び委託の理由等について記載します。

水質検査計画による測定結果については、評価の上、需用者に対して公表します。

## 2. 簡易水道事業の概要

- ① 簡易水道事業主体名：大和村
- ② 計画給水人口：2,470人
- ③ 1日の平均浄水量：630m<sup>3</sup>/日
- ④ 水源の名称：国直水源、湯湾釜水源、大和水源、大棚水源、戸円水源、名音水源、志戸勘水源、大和ダム
- ⑤ 水源別種別：河川水（表流水）7箇所、河川水（ダム水）1箇所
- ⑥ 浄水場の名称：国直浄水場、湯湾釜浄水場、大和浄水場、大棚浄水場、戸円浄水場、名音浄水場、今里浄水場、大和ダム浄水場
- ⑦ 浄水処理方法：緩速ろ過、急速ろ過と消毒
- ⑧ 浄水施設：表1のとおり7箇所の浄水場及び前処理設備（1箇所）があります。

表1 浄水場の概要（その1）

大和村簡易水道施設				
施設名称	国直浄水場	大和浄水場	大棚浄水場	湯湾釜浄水場
所在地	国直字内186	思勝字前田52	大棚字古里1315	湯湾釜字野釜481
原水種類	表流水・ダム水（前処理装置）			
認可水利権	13.0m <sup>3</sup> （表流水）	0.0m <sup>3</sup> （表流水）	20.0m <sup>3</sup> （表流水）	20.0m <sup>3</sup> （表流水）
大和ダム浄水場	41.0m <sup>3</sup> （ダム水）	37.0m <sup>3</sup> （ダム水）	32.0m <sup>3</sup> （ダム水）	32.0m <sup>3</sup> （ダム水）
使用薬品	マンガン酸化剤（次亜塩素酸ソーダ）・凝集剤（ポリ塩化アルミニウム）			
塩素注入点	前塩素			
沈殿池方式	普通沈殿地			薬品沈殿
ろ過方式	緩速ろ過方式			急速ろ過
浄水方式	取水口（ダム水）～普通沈殿～緩速ろ過～配水池（塩素消毒）～各家庭（自然流下）			取水口（ダム水）～薬品沈殿池（塩素消毒）（凝集剤混和）～急速ろ過～配水池～各家庭
使用薬品	消毒剤（次亜塩素酸ナトリウム）			消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム 凝集剤：ポリ塩化アルミニウム
塩素注入点	後塩素			中塩素

表1 浄水場の概要（その2）

大和村簡易水道施設			
所在地	戸円浄水場	名音浄水場	今里浄水場
原水種類	戸円字白又433	名音字早津986	志戸勘字前畑962
認可水利権	77.0m <sup>3</sup> (表流水)	154.0m <sup>3</sup> (表流水)	121.0m <sup>3</sup> (表流水)
沈殿池方式	普通沈殿地		
ろ過方式	緩速ろ過方式		
浄水方式	取水口～普通沈殿～緩速ろ過～配水池(塩素消毒)～各家庭(自然流下)		
使用薬品	消毒剤 次亜塩素酸ナトリウム		
塩素注入点	後塩素		

### 3 水源の状況及び並びに原水及び水質状況

#### (1) 原水(浄水場入り口の水)の状況

浄水場ごとに留意すべき対象項目及び対処方法は次のとおりです。

原水の留意すべき対象項目及び対処方法

対象項目	対象方法
大腸菌, 一般細菌	塩素消毒
降雨による濁水, 濁度	(他水系に切り替え) 取水停止

#### (2) 水道水(浄水)の状況

水道水は水質基準をすべて満足しており, 安全で良質な水をお届けしております。

### 4 採水地点, 検査項目, 検査頻度及びその理由

毎日行う検査項目については, 配水系統別に7箇所の配水管末地点付近にある, 下記の採水場所の給水栓で検査を行います。また, 定期的な水質検査についても同様に行います。

#### (1) 採水場所

水質基準項目については, 水源・配水系統別7箇所の採水場所を設けました。

地区名	採水場所
国直地区	国直公衆トイレシャワー室
湯湾釜地区	まほろば保育園
大和地区	大和村役場
大棚地区	大和診療所
戸円地区	大和村福祉センター
名音地区	名音小学校
今里地区	今里小学校

採水場所は, 共同墓地(1箇所), 公共施設(6箇所)の蛇口から採水します。なお, 水質管理上必要である原水についても各水源より採水します。

水質管理目標設定項目(農業)

本村, 各水源は, 全て表流水で取水地点から上流側では全て森林であり, 汚染の可能性は非常に低いため現在は実施していない。

(2) 検査項目及び検査頻度

① 毎日検査

色及び濁り並びに消毒の残留効果（遊離残留塩素）の検査は、水道法に基づき1日1回の検査を行います。

② 水質基準項目の検査（52項目）

水質基準項目の検査は次のとおり行います。

1) 1ヶ月に1回の検査項目

概ね1ヶ月に1回以上検査する項目は下記の9項目です。

一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物（全有機炭素料TOC）、pH値、味、臭気、色度、濁度

2) 概ね3ヶ月に1回の検査項目

概ね3ヶ月に1回以上検査する項目は上記9項目+下記の16項目の合計25項目です。シアン化物イオン及び塩化シアン、シス及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン、塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、プロモジクロロメタン、プロモホルム、ホルムアルデヒドカルシウム、マグネシウム等（高度）、蒸発残留物、亜硝酸態窒素、PFOS及びPFOA

3) 上記以外の25項目については、年1回検査します。

- ・令和7年度 浄水水質検査結果（別紙）
- ・令和7年度 原水水質検査結果（別紙）
- ・令和5年度～令和6年度の浄水場別水質検査結果（最大値）（別紙）ア水道水質検査計画

③ 指標菌検査

クリプトスポリウム検査

概ね3ヶ月1回以上検査します。

5 水質検査方法

検査項目	検査頻度	採水場所
色・濁度・残留塩素	毎月	村内7カ所の給水栓
水質基準項目9項目	月1回	村内7カ所の給水栓
水質基準項目22項目	年3回	村内7カ所の給水栓
水質基準項目39項目	年1回	浄水場入口（原水）
指標菌検査	月1回	浄水場入口（原水）レベル4
クリプトスポリジウム	年4回	浄水場入口（原水）レベル4
PFOS及びPFOA	年4回	浄水場入口（原水）レベル4

水質基準項目の検査方法は、水質基準に関する省令（平成15年構成労働省令第101号）の規定に基づく、告示に示された検査方法により行います。水質検査は水道法第20条第3項による厚生労働省大臣登録検査機関に委託して行います。

## 6 臨時の水質検査

水源等で次のような水質変化があり、その変化に対応した浄水処理を行うことができます。給水栓の水が水質基準に適合しないおそれがある場合には、水源、浄水場及び給水栓などの水質異常の内容とその範囲を正確に把握するのに適切な場所から採水し、臨時の水質検査を行います。

- (1) 定期水質検査で水質に異常を認めたとき
- (2) 原因不明の色、濁り、臭気などが発生し水質が著しく悪化したとき
- (3) 油類や各種廃液で水源が著しく汚染されたおそれがあるとき
- (4) 濁水や洪水などで水源に異常があったとき
- (5) 水道施設で著しい汚濁があったとき

臨時の水質検査は、水質異常が発生したとき直ちに実施し、水質汚染が解消し、給水栓の水が正常に回復するまで行います。

検査項目は、水質異常を認めた項目及び水質基準項目のうち、必要と認められる項目を検査します。

## 7 水質検査の自己／委託の区分

採水は本村の職員で行い、水質検査及び成績表の発行までの業務を水道法20条第3項による構成労働大臣登録期間に委託して行います。

委託先の選定については、その検査精度と信頼性を重視します。

尚、水質検査は毎年入札により決定するもので、令和7年度は(株)東洋環境分析センターに委託しています。

## 8 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は需用者に公表させていただきながら、毎年よりよい計画書を作成してまいります。公表の方法は、インターネットのホームページなどで行います。また、検査結果についても、毎年公表いたします。

- (1) 公表内容：水質検査計画、水質検査結果
- (2) 公表方法：ホームページ

## 9 その他の留意事項

- (1) 水質基準項目等の定量下限値及び精度保証

原則として水質基準の1/10の定量下限値を確保し、水質基準の1/10付近の測定における変動係数（CV値）が金属類で10%以下、微量有機物関連項目では20%以下の精度で水質検査を行い、正確かつ精度の高い検査としております。

- ① 水道水質検査において、その精度と信頼性の保証は極めて重要です。このため、検査結果を客観的に保証するISO9001保証取得検査機関とします。
- ② 水質検査項目において、すべての項目が自社分析できる検査機関とします。
- ③ 臨時の水質検査において、少なくとも3日で検査結果の出せる検査態勢が整備されている検査機関とします。

(2) 原水に係る水質検査の実施

水源の水質検査は、浄水と同様に検査を行います。  
原水に係る水質検査の結果（別紙）

(3) 水道水源の汚染源の把握

水源付近及び上流における汚染源及び汚染源となるおそれのある事業所等の把握に努めます。

(4) 汚染の早期発見及び連絡通報体制の整備

水道水が原因で水質汚染事故が発生した場合、又はそのおそれがある場合は、各関係機関と連携し、迅速な対応を図ります。

<緊急時の連絡方法>

- |                        |                       |
|------------------------|-----------------------|
| ① 大和村住民税務課             | TEL 0997-57-2111(143) |
| ② 鹿児島県くらし保健福祉部生活衛生課水道係 | TEL 099-286-2790      |
| ③ 大島支庁衛生環境課            | TEL 0997-52-5411      |

(5) 水道検査における精度管理及び信頼性保証

① 測定精度

原則として基準値等の1/10の濃度の定量ができ、定量下限値付近の測定においての変動係数（CV値）が無機物では10%以下、有機物では20%以下を確保した水質検査。

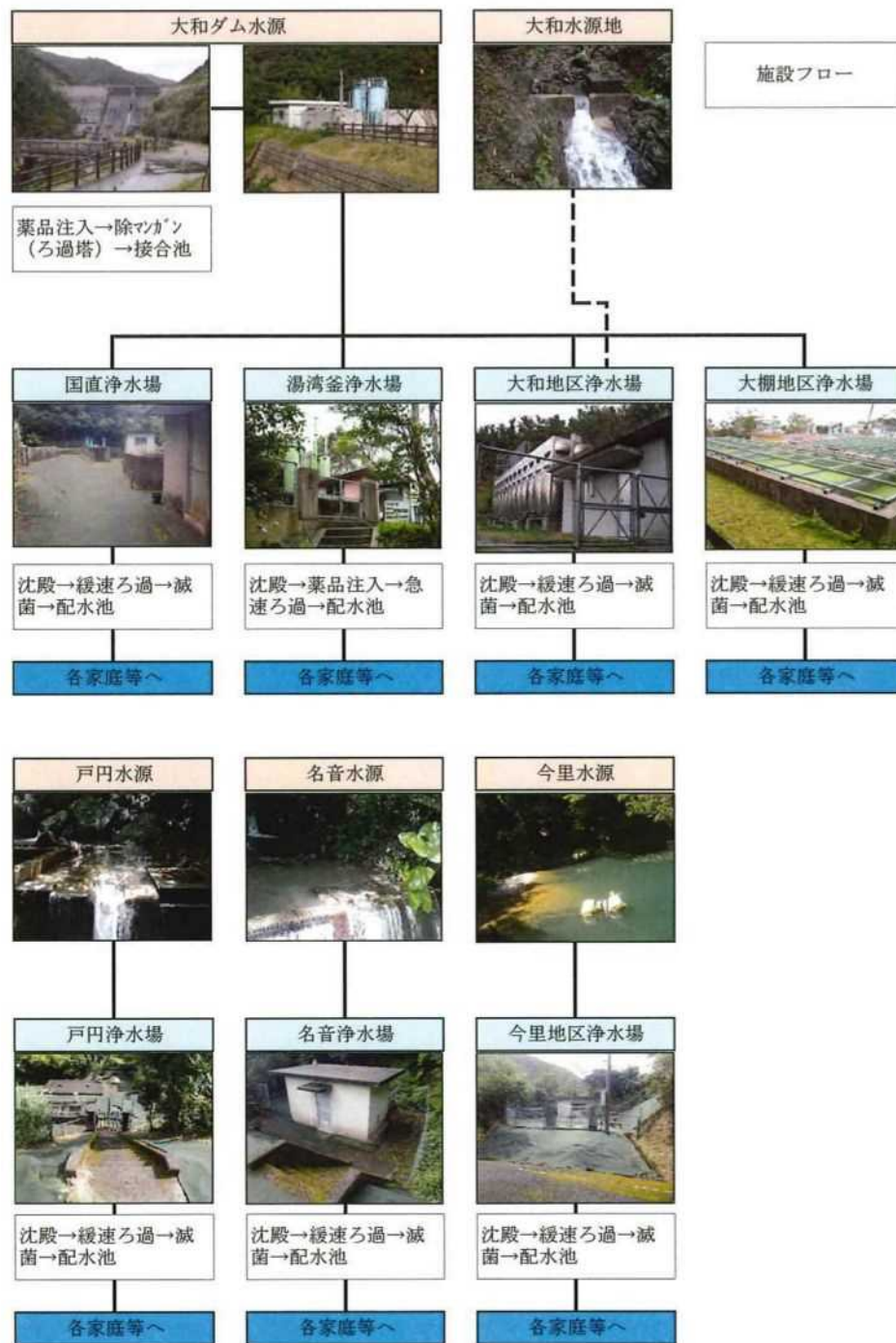
② 信頼性

測定者間のバラツキをなくすために、検査項目毎に作業手順を作成し、信頼性を確保。さらに、毎年、国及び県で実施している制度管理（外部精度管理）に参画し、測定精度の評価を受け、判定がS評価以上であることとします。

(6) 給水管理等に係る衛生対策の推進

給水管等に係る衛生対策については、自己検査として行う毎日検査（休日も含む）の実績を推進することを給水管等に係る衛生対策の根幹としていく。また、銅管製水道管の腐食等による衛生面への影響が心配がされるところである。これらの資材を使った給水管設置者に対し広報等で水道管の破損がないか等の自主点検を行い衛生管理に努めるよう呼びかけを行っていく。

大和村簡易水道施設





令和8年度水質検査設計書 【大和村簡易水道】

(全箇所)

水質基準項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計(回)	原水
1 一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	○
2 大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	○
3 カドミウム及びその化合物														○
4 水銀及びその化合物														○
5 セレン及びその化合物														○
6 鉛及びその化合物														○
7 ヒ素及びその化合物														○
8 六価クロム化合物														○
9 亜硝酸態窒素		○			○			○			○		4	○
10 シアン化物イオン及び塩化シアン		○			○			○			○		4	○
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		○			○			○			○		4	○
12 フッ素及びその化合物														○
13 ホウ素及びその化合物														○
14 四塩化炭素														○
15 1,4-ジオキサン														○
16 シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン														○
17 ジクロロメタン														○
18 テトラクロロエチレン														○
19 トリクロロエチレン														○
20 ベンゼン														○
21 塩素酸		○			○			○			○		4	○
22 クロロ酢酸		○			○			○			○		4	○
23 クロロホルム		○			○			○			○		4	○
24 ジクロロ酢酸		○			○			○			○		4	○
25 ジブロモクロロメタン		○			○			○			○		4	○
26 臭素酸		○			○			○			○		4	○
27 総トリハロメタン		○			○			○			○		4	○
28 トリクロロ酢酸		○			○			○			○		4	○
29 ブロモジクロロメタン		○			○			○			○		4	○
30 ブロモホルム		○			○			○			○		4	○
31 ホルムアルデヒド		○			○			○			○		4	○
32 亜鉛及びその化合物														○
33 アルミニウム及びその化合物 ※3		※3			※3			※3			※3			○
34 鉄及びその化合物														○
35 銅及びその化合物														○
36 ナトリウム及びその化合物														○
37 マンガン及びその化合物														○
38 塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	○
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)														○
40 蒸発残留物														○
41 陰イオン界面活性剤														○
42 ジェオスミン ※4		○		○		○		○			○		5	○
43 2-メチルイソボルネオール ※4		○		○		○		○			○		5	○
44 非イオン界面活性剤														○
45 フェノール類														○
46 有機物(TOC)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	○
47 pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	○
48 味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	○
49 臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	○
50 色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	○
51 濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	○
52 有機フッ素化合物(PFOS及びPFOPA)					※5						※5			○
計(項目)	9	25	9	11	23	11	9	25	9	9	25	9	174	40

※2 ※1

9項目	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	56
アルミニウム及びその化合物※3	1				1			1			1		4
ジェオスミン・2-メチルイソボルネオール ※4	7		7		7		7	7			7		35
23項目+新規	7			7			7				7		28
原水基準項目(39項目)													8
指標菌	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	96
リプトスピリウム			8		8			8			8		32
有機フッ素化合物(PFOS及びPFOPA)					7						7		14
計													

●新規項目

省略不可 9項目

省略不可項目

消毒副生成物(4回/年)

※1 原水検査は消毒副生成物(20~30)を除く39項目について、8月に実施します。

※2 原水は含まない回数です。

※3 湯浅地区のみ

※4 夏場 5月、6月、7月、8月、9月に実施

※5 各原水のみ行う。

7 令和8年度水質検査計画

国直浄水

水質基準項目	基準値(mg/l)	過去3年間の検査結果による最大値(mg/l)	水道法に基づく検査の回数	検査の省略 水源の状況 や過去の検査結果から 省略の可否	検査計画	
					検査実施回数	設定理由等
1 一般細菌	100個/ml以下	0	12回/年	不可	12回/年	※1
2 大腸菌	検出されないこと	0	12回/年	不可	12回/年	※1
3 カドミウム及びその化合物	0.01以下	<0.0003	4回/年	省略可	1回/3年	※2
4 水銀及びその化合物	0.0005以下	<0.00005	4回/年	省略可	1回/3年	
5 セレン及びその化合物	0.01以下	<0.001	4回/年	省略可	1回/3年	
6 鉛及びその化合物	0.01以下	<0.001	4回/年	省略可	1回/3年	
7 ヒ素及びその化合物	0.01以下	<0.001	4回/年	省略可	1回/3年	
8 六価クロム化合物	0.05以下	<0.004	4回/年	省略可	1回/3年	
9 亜硝酸態窒素	0.004以下	0.2	4回/年	不可	4回/年	※1
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	<0.001	4回/年	不可	4回/年	
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	0.2	4回/年	不可	4回/年	
12 フッ素及びその化合物	0.8以下	<0.08	4回/年	省略可	1回/3年	※2
13 ホウ素及びその化合物	1.0以下	0.02	4回/年	省略可	1回/3年	
14 四塩化炭素	0.002以下	<0.0002	4回/年	省略可	1回/3年	
15 1,4-ジオキサン	0.05以下	<0.005	4回/年	省略可	1回/3年	
16 シス及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04以下	<0.004	4回/年	省略可	1回/3年	
17 ジクロロメタン	0.02以下	<0.002	4回/年	省略可	1回/3年	
18 テトラクロロエチレン	0.01以下	<0.001	4回/年	省略可	1回/3年	
19 トリクロロエチレン	0.01以下	<0.001	4回/年	省略可	1回/3年	
20 ベンゼン	0.01以下	<0.01	4回/年	省略可	4回/年	※3
21 塩素酸	0.6以下	0.2	12回/年	不可	4回/年	※1
22 クロロ酢酸	0.02以下	<0.002	4回/年	不可	4回/年	
23 クロロホルム	0.06以下	0.01	4回/年	不可	4回/年	
24 ジクロロ酢酸	0.04以下	<0.004	4回/年	不可	4回/年	
25 ジプロモクロロメタン	0.1以下	0.019	4回/年	不可	4回/年	
26 臭素酸	0.01以下	<0.001	4回/年	不可	4回/年	
27 総トリハロメタン	0.1以下	0.042	4回/年	不可	4回/年	
28 トリクロロ酢酸	0.2以下	<0.02	4回/年	不可	4回/年	
29 プロモジクロロメタン	0.03以下	0.017	4回/年	不可	4回/年	
30 プロモホルム	0.09以下	0.009	4回/年	不可	4回/年	
31 ホルムアルデヒド	0.08以下	<0.008	4回/年	不可	4回/年	
32 亜鉛及びその化合物	1.0以下	<0.01	4回/年	省略可	4回/年	※3
33 アルミニウム及びその化合物	0.2以下	<0.02	4回/年	省略可	1回/3年	※2
34 鉄及びその化合物	0.3以下	<0.01	4回/年	省略可	1回/3年	
35 銅及びその化合物	1.0以下	<0.01	4回/年	省略可	1回/3年	
36 ナトリウム及びその化合物	200以下	15	4回/年	省略可	1回/3年	
37 マンガン及びその化合物	0.05以下	<0.005	4回/年	省略可	1回/3年	
38 塩化物イオン	200以下	23	12回/年	不可	12回/年	
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	21	4回/年	省略可	1回/3年	※2
40 蒸発残留物	500以下	77	4回/年	省略可	4回/年	※3
41 陰イオン界面活性剤	0.2以下	<0.02	4回/年	省略可	1回/3年	※2
42 ジェオスミン ※2	0.00002以下	<0.000001	4回/年	不可	夏場1回/月	※1
43 2-メチルイソボルネオール ※2	0.00002以下	<0.000001	4回/年	不可	夏場1回/月	※1
44 非イオン界面活性剤	0.02以下	<0.005	4回/年	省略可	4回/年	※3
45 フェノール類	0.005以下	<0.0005	4回/年	省略可	1回/3年	※2
46 有機物(TOC)	3以下	0.8	12回/年	不可	12回/年	※1
47 pH値	5.8~8.6	7.6	12回/年	不可	12回/年	
48 味	異常でないこと	0	12回/年	不可	12回/年	
49 臭気	異常でないこと	0	12回/年	不可	12回/年	
50 色度	5度以下	1.9	12回/年	不可	12回/年	
51 濁度	2度以下	<0.1	12回/年	不可	12回/年	
52 PFOS及びPFOA	0.00005以下	0	4回/年	省略可	1回/3年	※2

※1 水道水の安全性又は性状確認のため、水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。

※2 省略可能項目で、過去3年間のデータが水質基準値の1/10以下であるため、1回/3年とします。

※3 省略可能項目であるが、過去3年間のデータが水質基準値の1/10以上であるため、4回/年とします。

7 令和8年度水質検査計画

湯湾釜浄水

水質基準項目	基準値(mg/l)	過去3年間の検査結果による最大値(mg/l)	水道法に基づく検査の回数	検査の省略 水源の状況 や過去の検査 結果から省略 の可否	検査計画	
					検査実施回数	設定理由等
1 一般細菌	100個/ml以下	0	12回/年	不可	12回/年	※1
2 大腸菌	検出されないこと	0	12回/年	不可	12回/年	
3 カドミウム及びその化合物	0.01以下	<0.0003	4回/年	省略可	1回/3年	※2
4 水銀及びその化合物	0.0005以下	<0.00005	4回/年	省略可	1回/3年	
5 セレン及びその化合物	0.01以下	<0.001	4回/年	省略可	1回/3年	
6 鉛及びその化合物	0.01以下	<0.001	4回/年	省略可	1回/3年	
7 ヒ素及びその化合物	0.01以下	<0.001	4回/年	省略可	1回/3年	
8 六価クロム化合物	0.05以下	<0.004	4回/年	省略可	1回/3年	
9 亜硝酸態窒素	0.004以下	<0.004	4回/年	不可	4回/年	※1
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	<0.001	4回/年	不可	4回/年	
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	0.1	4回/年	不可	4回/年	※2
12 フッ素及びその化合物	0.8以下	<0.08	4回/年	省略可	1回/3年	
13 ホウ素及びその化合物	1.0以下	0.02	4回/年	省略可	1回/3年	
14 四塩化炭素	0.002以下	<0.0002	4回/年	省略可	1回/3年	
15 1,4-ジオキサン	0.05以下	<0.005	4回/年	省略可	1回/3年	
16 シス及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04以下	<0.004	4回/年	省略可	1回/3年	
17 ジクロロメタン	0.02以下	<0.002	4回/年	省略可	1回/4年	
18 テトラクロロエチレン	0.01以下	<0.001	4回/年	省略可	1回/5年	
19 トリクロロエチレン	0.01以下	<0.001	4回/年	省略可	1回/6年	
20 ベンゼン	0.01以下	<0.01	4回/年	省略可	4回/年	
21 塩素酸	0.6以下	0.56	12回/年	不可	4回/年	※1
22 クロロ酢酸	0.02以下	<0.002	4回/年	不可	4回/年	
23 クロロホルム	0.06以下	0.024	4回/年	不可	4回/年	
24 ジクロロ酢酸	0.04以下	0.015	4回/年	不可	4回/年	
25 ジブロモクロロメタン	0.1以下	0.02	4回/年	不可	4回/年	
26 臭素酸	0.01以下	<0.001	4回/年	不可	4回/年	
27 総トリハロメタン	0.1以下	0.067	4回/年	不可	4回/年	
28 トリクロロ酢酸	0.2以下	0.02	4回/年	不可	4回/年	
29 ブロモジクロロメタン	0.03以下	0.023	4回/年	不可	4回/年	
30 ブロモホルム	0.09以下	0.002	4回/年	不可	4回/年	
31 ホルムアルデヒド	0.08以下	<0.008	4回/年	不可	4回/年	※2
32 亜鉛及びその化合物	1.0以下	<0.01	4回/年	省略可	4回/年	
33 アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.22	4回/年	省略可	4回/年	※3
34 鉄及びその化合物	0.3以下	0.02	4回/年	省略可	1回/3年	※2
35 銅及びその化合物	1.0以下	<0.01	4回/年	省略可	1回/3年	
36 ナトリウム及びその化合物	200以下	14	4回/年	省略可	1回/3年	
37 マンガン及びその化合物	0.05以下	<0.005	4回/年	省略可	1回/3年	
38 塩化物イオン	200以下	21	12回/年	不可	12回/年	※1
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	22	4回/年	省略可	1回/3年	※2
40 蒸発残留物	500以下	74	4回/年	省略可	4回/年	※3
41 陰イオン界面活性剤	0.2以下	<0.02	4回/年	省略可	1回/3年	※2
42 ジェオスミン ※2	0.00002以下	0.000003	4回/年	不可	夏場1回/月	
43 2-メチルイソボルネオール ※2	0.00002以下	0.000002	4回/年	不可	夏場1回/月	
44 非イオン界面活性剤	0.02以下	<0.005	4回/年	省略可	4回/年	※3
45 フェノール類	0.005以下	<0.0005	4回/年	省略可	1回/3年	※2
46 有機物(TOC)	3以下	1	12回/年	不可	12回/年	※1
47 pH値	5.8~8.6	7.6	12回/年	不可	12回/年	
48 味	異常でないこと	0	12回/年	不可	12回/年	
49 臭気	異常でないこと	0	12回/年	不可	12回/年	
50 色度	5度以下	2	12回/年	不可	12回/年	
51 濁度	2度以下	0.4	12回/年	不可	12回/年	
52 PFOS及びPFOA	0.00005以下	0	4回/年	省略可	1回/3年	※2

※1 水道水の安全性又は性状確認のため、水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。

※2 省略可能項目で、過去3年間のデータが水質基準値の1/10以下であるため、1回/3年とします。

※3 省略可能項目であるが、過去3年間のデータが水質基準値の1/10以上であるため、4回/年とします。

7 令和8年度水質検査計画

大和浄水

水質基準項目	基準値(mg/l)	過去3年間の検査結果による最大値(mg/l)	水道法に基づく検査の回数	検査の省略 水源の状況や過去の検査結果から省略の可否	検査計画	
					検査実施回数	設定理由等
1 一般細菌	100個/ml以下	8	12回/年	不可	12回/年	※1
2 大腸菌	検出されないこと	0	12回/年	不可	12回/年	
3 カドミウム及びその化合物	0.01以下	<0.0003	4回/年	省略可	1回/3年	※2
4 水銀及びその化合物	0.0005以下	<0.00005	4回/年	省略可	1回/3年	
5 セレン及びその化合物	0.01以下	<0.001	4回/年	省略可	1回/3年	
6 鉛及びその化合物	0.01以下	<0.001	4回/年	省略可	1回/3年	
7 ヒ素及びその化合物	0.01以下	<0.001	4回/年	省略可	1回/3年	
8 六価クロム化合物	0.05以下	<0.004	4回/年	省略可	1回/3年	
9 亜硝酸態窒素	0.004以下	<0.004	4回/年	不可	4回/年	※1
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	<0.001	4回/年	不可	4回/年	
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	0.3	4回/年	不可	4回/年	※2
12 フッ素及びその化合物	0.8以下	<0.08	4回/年	省略可	1回/3年	
13 ホウ素及びその化合物	1.0以下	0.01	4回/年	省略可	1回/3年	
14 四塩化炭素	0.002以下	<0.0002	4回/年	省略可	1回/3年	
15 1,4-ジオキサン	0.05以下	<0.005	4回/年	省略可	1回/3年	
16 シス及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04以下	<0.004	4回/年	省略可	1回/3年	
17 ジクロロメタン	0.02以下	<0.002	4回/年	省略可	1回/4年	
18 テトラクロロエチレン	0.01以下	<0.001	4回/年	省略可	1回/5年	
19 トリクロロエチレン	0.01以下	<0.001	4回/年	省略可	1回/6年	
20 ベンゼン	0.01以下	<0.01	4回/年	省略可	4回/年	
21 塩素酸	0.6以下	0.1	12回/年	不可	4回/年	※1
22 クロロ酢酸	0.02以下	<0.002	4回/年	不可	4回/年	
23 クロロホルム	0.06以下	0.003	4回/年	不可	4回/年	
24 ジクロロ酢酸	0.04以下	<0.004	4回/年	不可	4回/年	
25 ジブロモクロロメタン	0.1以下	0.015	4回/年	不可	4回/年	
26 臭素酸	0.01以下	<0.001	4回/年	不可	4回/年	
27 総トリハロメタン	0.1以下	0.027	4回/年	不可	4回/年	
28 トリクロロ酢酸	0.2以下	<0.02	4回/年	不可	4回/年	
29 ブロモジクロロメタン	0.03以下	0.008	4回/年	不可	4回/年	
30 ブロモホルム	0.09以下	0.005	4回/年	不可	4回/年	
31 ホルムアルデヒド	0.08以下	<0.008	4回/年	不可	4回/年	
32 亜鉛及びその化合物	1.0以下	<0.01	4回/年	省略可	4回/年	
33 アルミニウム及びその化合物	0.2以下	<0.02	4回/年	省略可	1回/3年	
34 鉄及びその化合物	0.3以下	<0.01	4回/年	省略可	1回/3年	
35 銅及びその化合物	1.0以下	<0.01	4回/年	省略可	1回/3年	
36 ナトリウム及びその化合物	200以下	13	4回/年	省略可	1回/3年	
37 マンガン及びその化合物	0.05以下	<0.005	4回/年	省略可	1回/3年	
38 塩化物イオン	200以下	32	12回/年	不可	12回/年	※1
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	21	4回/年	省略可	1回/3年	※2
40 蒸発残留物	500以下	72	4回/年	省略可	4回/年	
41 陰イオン界面活性剤	0.2以下	<0.02	4回/年	省略可	1回/3年	※2
42 ジェオスミン ※2	0.00002以下	<0.000001	4回/年	不可	夏場1回/月	
43 2-メチルイソボルネオール ※2	0.00002以下	<0.000001	4回/年	不可	夏場1回/月	※3
44 非イオン界面活性剤	0.02以下	<0.005	4回/年	省略可	4回/年	
45 フェノール類	0.005以下	<0.0005	4回/年	省略可	1回/3年	※2
46 有機物(TOC)	3以下	0.7	12回/年	不可	12回/年	※1
47 pH値	5.8~8.6	7.5	12回/年	不可	12回/年	
48 味	異常でないこと	0	12回/年	不可	12回/年	
49 臭気	異常でないこと	0	12回/年	不可	12回/年	
50 色度	5度以下	1	12回/年	不可	12回/年	
51 濁度	2度以下	<0.1	12回/年	不可	12回/年	
52 PFOS及びPFOA	0.00005以下	0	4回/年	省略可	1回/3年	※2

※1 水道水の安全性又は性状確認のため、水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。

※2 省略可能項目で、過去3年間のデータが水質基準値の1/10以下であるため、1回/3年とします。

※3 省略可能項目であるが、過去3年間のデータが水質基準値の1/10以上であるため、4回/年とします。

7 令和8年度水質検査計画

大瀬浄水

水質基準項目	基準値(mg/l)	過去3年間の検査結果による最大値(mg/l)	水道法に基づく検査の回数	検査の省略 水源の状況 や過去の検査 結果から省略の可否	検査計画	
					検査実施回数	設定理由等
1 一般細菌	100個/ml以下	2	12回/年	不可	12回/年	※1
2 大腸菌	検出されないこと	0	12回/年	不可	12回/年	
3 カドミウム及びその化合物	0.01以下	<0.0003	4回/年	省略可	1回/3年	※2
4 水銀及びその化合物	0.0005以下	<0.00005	4回/年	省略可	1回/3年	
5 セレン及びその化合物	0.01以下	<0.001	4回/年	省略可	1回/3年	
6 鉛及びその化合物	0.01以下	<0.001	4回/年	省略可	1回/3年	
7 ヒ素及びその化合物	0.01以下	<0.001	4回/年	省略可	1回/3年	
8 六価クロム化合物	0.05以下	<0.004	4回/年	省略可	1回/3年	
9 亜硝酸態窒素	0.004以下	<0.004	4回/年	不可	4回/年	※1
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	<0.001	4回/年	不可	4回/年	
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	0.3	4回/年	不可	4回/年	※2
12 フッ素及びその化合物	0.8以下	<0.08	4回/年	省略可	1回/3年	
13 ホウ素及びその化合物	1.0以下	0.02	4回/年	省略可	1回/3年	
14 四塩化炭素	0.002以下	<0.0002	4回/年	省略可	1回/3年	
15 1,4-ジオキサン	0.05以下	<0.005	4回/年	省略可	1回/3年	
16 シス及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04以下	<0.004	4回/年	省略可	1回/3年	
17 ジクロロメタン	0.02以下	<0.002	4回/年	省略可	1回/4年	
18 テトラクロロエチレン	0.01以下	<0.001	4回/年	省略可	1回/5年	
19 トリクロロエチレン	0.01以下	<0.001	4回/年	省略可	1回/6年	
20 ベンゼン	0.01以下	<0.01	4回/年	省略可	4回/年	
21 塩素酸	0.6以下	0.07	12回/年	不可	4回/年	※1
22 クロロ酢酸	0.02以下	<0.002	4回/年	不可	4回/年	
23 クロロホルム	0.06以下	<0.001	4回/年	不可	4回/年	
24 ジクロロ酢酸	0.04以下	<0.004	4回/年	不可	4回/年	
25 ジブromokロロメタン	0.1以下	0.009	4回/年	不可	4回/年	
26 臭素酸	0.01以下	<0.001	4回/年	不可	4回/年	
27 総トリハロメタン	0.1以下	0.019	4回/年	不可	4回/年	
28 トリクロロ酢酸	0.2以下	<0.02	4回/年	不可	4回/年	
29 ブロモジクロロメタン	0.03以下	0.002	4回/年	不可	4回/年	
30 ブロモホルム	0.09以下	0.008	4回/年	不可	4回/年	
31 ホルムアルデヒド	0.08以下	<0.008	4回/年	不可	4回/年	
32 亜鉛及びその化合物	1.0以下	<0.01	4回/年	省略可	4回/年	※2
33 アルミニウム及びその化合物	0.2以下	<0.02	4回/年	省略可	1回/3年	
34 鉄及びその化合物	0.3以下	<0.01	4回/年	省略可	1回/3年	
35 銅及びその化合物	1.0以下	<0.01	4回/年	省略可	1回/3年	
36 ナトリウム及びその化合物	200以下	12	4回/年	省略可	1回/3年	
37 マンガン及びその化合物	0.05以下	<0.005	4回/年	省略可	1回/3年	
38 塩化物イオン	200以下	16	12回/年	不可	12回/年	※1
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	31	4回/年	省略可	1回/3年	※2
40 蒸発残留物	500以下	78	4回/年	省略可	4回/年	
41 陰イオン界面活性剤	0.2以下	<0.02	4回/年	省略可	1回/3年	※1
42 ジェオスミン ※2	0.00002以下	<0.000001	4回/年	不可	夏場1回/月	
43 2-メチルイソボルネオール ※2	0.00002以下	<0.000001	4回/年	不可	夏場1回/月	※1
44 非イオン界面活性剤	0.02以下	<0.005	4回/年	省略可	4回/年	※3
45 フェノール類	0.005以下	<0.0005	4回/年	省略可	1回/3年	※2
46 有機物(TOC)	3以下	0.5	12回/年	不可	12回/年	※1
47 pH値	5.8~8.6	7.9	12回/年	不可	12回/年	
48 味	異常でないこと	0	12回/年	不可	12回/年	
49 臭気	異常でないこと	0	12回/年	不可	12回/年	
50 色度	5度以下	<1	12回/年	不可	12回/年	
51 濁度	2度以下	<0.1	12回/年	不可	12回/年	
52 PFOS及びPF6A	0.00005以下	0	4回/年	省略可	1回/3年	※2

※1 水道水の安全性又は性状確認のため、水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。

※2 省略可能項目で、過去3年間のデータが水質基準値の1/10以下であるため、1回/3年とします。

※3 省略可能項目であるが、過去3年間のデータが水質基準値の1/10以上であるため、4回/年とします。

7 令和8年度水質検査計画

戸田浄水

水質基準項目	基準値(mg/l)	過去3年間の検査結果による最大値(mg/l)	水道法に基づく検査の回数	検査の省略 水源の状況や過去の検査結果から省略の可否	検査計画	
					検査実施回数	設定理由等
1 一般細菌	100個/ml以下	1	12回/年	不可	12回/年	※1
2 大腸菌	検出されないこと	0	12回/年	不可	12回/年	
3 カドミウム及びその化合物	0.01以下	<0.0003	4回/年	省略可	1回/3年	※2
4 水銀及びその化合物	0.0005以下	<0.00005	4回/年	省略可	1回/3年	
5 セレン及びその化合物	0.01以下	<0.001	4回/年	省略可	1回/3年	
6 鉛及びその化合物	0.01以下	<0.001	4回/年	省略可	1回/3年	
7 ヒ素及びその化合物	0.01以下	<0.001	4回/年	省略可	1回/3年	
8 六価クロム化合物	0.05以下	<0.004	4回/年	省略可	1回/3年	
9 亜硝酸態窒素	0.004以下	<0.004	4回/年	不可	4回/年	※1
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	<0.001	4回/年	不可	4回/年	
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	0.2	4回/年	不可	4回/年	※2
12 フッ素及びその化合物	0.8以下	<0.08	4回/年	省略可	1回/3年	
13 ホウ素及びその化合物	1.0以下	0.01	4回/年	省略可	1回/3年	
14 四塩化炭素	0.002以下	<0.0002	4回/年	省略可	1回/3年	
15 1,4-ジオキサン	0.05以下	<0.005	4回/年	省略可	1回/3年	
16 シス及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04以下	<0.004	4回/年	省略可	1回/3年	
17 ジクロロメタン	0.02以下	<0.002	4回/年	省略可	1回/4年	
18 テトラクロロエチレン	0.01以下	<0.001	4回/年	省略可	1回/5年	
19 トリクロロエチレン	0.01以下	<0.001	4回/年	省略可	1回/6年	
20 ベンゼン	0.01以下	<0.01	4回/年	省略可	4回/年	
21 塩素酸	0.6以下	0.09	12回/年	不可	4回/年	※1
22 クロロ酢酸	0.02以下	<0.002	4回/年	不可	4回/年	
23 クロロホルム	0.06以下	0.002	4回/年	不可	4回/年	
24 ジクロロ酢酸	0.04以下	<0.004	4回/年	不可	4回/年	
25 ジブromokロロメタン	0.1以下	0.01	4回/年	不可	4回/年	
26 臭素酸	0.01以下	<0.001	4回/年	不可	4回/年	
27 総トリハロメタン	0.1以下	0.022	4回/年	不可	4回/年	
28 トリクロロ酢酸	0.2以下	<0.02	4回/年	不可	4回/年	
29 ブロモジクロロメタン	0.03以下	0.005	4回/年	不可	4回/年	
30 ブロモホルム	0.09以下	0.009	4回/年	不可	4回/年	
31 ホルムアルデヒド	0.08以下	<0.008	4回/年	不可	4回/年	※2
32 亜鉛及びその化合物	1.0以下	<0.01	4回/年	省略可	4回/年	
33 アルミニウム及びその化合物	0.2以下	<0.02	4回/年	省略可	1回/3年	
34 鉄及びその化合物	0.3以下	<0.01	4回/年	省略可	1回/3年	
35 銅及びその化合物	1.0以下	<0.01	4回/年	省略可	1回/3年	
36 ナトリウム及びその化合物	200以下	12	4回/年	省略可	1回/3年	
37 マンガン及びその化合物	0.05以下	<0.005	4回/年	省略可	1回/3年	※1
38 塩化物イオン	200以下	17	12回/年	不可	12回/年	
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	31	4回/年	省略可	1回/3年	※2
40 蒸発残留物	500以下	87	4回/年	省略可	4回/年	
41 陰イオン界面活性剤	0.2以下	<0.02	4回/年	省略可	1回/3年	※1
42 ジェオスミン ※2	0.00002以下	<0.000001	4回/年	不可	夏場1回/月	
43 2-メチルイソボルネオール ※2	0.00002以下	<0.000001	4回/年	不可	夏場1回/月	※3
44 非イオン界面活性剤	0.02以下	<0.005	4回/年	省略可	4回/年	
45 フェノール類	0.005以下	<0.0005	4回/年	省略可	1回/3年	※2
46 有機物(TOC)	3以下	0.4	12回/年	不可	12回/年	※1
47 pH値	5.8~8.6	7.9	12回/年	不可	12回/年	
48 味	異常でないこと	0	12回/年	不可	12回/年	
49 臭気	異常でないこと	0	12回/年	不可	12回/年	
50 色度	5度以下	1	12回/年	不可	12回/年	
51 濁度	2度以下	<0.1	12回/年	不可	12回/年	
52 PFOS及びPFOA	0.00005以下	0	4回/年	省略可	1回/3年	※2

※1 水道水の安全性又は性状確認のため、水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。

※2 省略可能項目で、過去3年間のデータが水質基準値の1/10以下であるため、1回/3年とします。

※3 省略可能項目であるが、過去3年間のデータが水質基準値の1/10以上であるため、4回/年とします。

## 7 令和8年度水質検査計画

名音浄水

水質基準項目	基準値(mg/l)	過去3年間の検査結果による最大値(mg/l)	水道法に基づく検査の回数	検査の省略 水源の状況や過去の検査結果から省略の可否	検査計画	
					検査実施回数	設定理由等
1 一般細菌	100個/ml以下	0	12回/年	不可	12回/年	※1
2 大腸菌	検出されないこと	0	12回/年	不可	12回/年	
3 カドミウム及びその化合物	0.01以下	<0.0003	4回/年	省略可	1回/3年	※2
4 水銀及びその化合物	0.0005以下	<0.00005	4回/年	省略可	1回/3年	
5 セレン及びその化合物	0.01以下	<0.001	4回/年	省略可	1回/3年	
6 鉛及びその化合物	0.01以下	<0.001	4回/年	省略可	1回/3年	
7 ヒ素及びその化合物	0.01以下	<0.001	4回/年	省略可	1回/3年	
8 六価クロム化合物	0.05以下	<0.004	4回/年	省略可	1回/3年	
9 亜硝酸態窒素	0.004以下	<0.004	4回/年	不可	4回/年	※1
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	<0.001	4回/年	不可	4回/年	
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	0.2	4回/年	不可	4回/年	※2
12 フッ素及びその化合物	0.8以下	<0.08	4回/年	省略可	1回/3年	
13 ホウ素及びその化合物	1.0以下	0.01	4回/年	省略可	1回/3年	
14 四塩化炭素	0.002以下	<0.0002	4回/年	省略可	1回/3年	
15 1,4-ジオキサン	0.05以下	<0.005	4回/年	省略可	1回/3年	
16 シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	<0.004	4回/年	省略可	1回/3年	
17 ジクロロメタン	0.02以下	<0.002	4回/年	省略可	1回/4年	
18 テトラクロロエチレン	0.01以下	<0.001	4回/年	省略可	1回/5年	
19 トリクロロエチレン	0.01以下	<0.001	4回/年	省略可	1回/6年	
20 ベンゼン	0.01以下	<0.01	4回/年	省略可	4回/年	
21 塩素酸	0.6以下	0.11	12回/年	不可	4回/年	※1
22 クロロ酢酸	0.02以下	<0.002	4回/年	不可	4回/年	
23 クロロホルム	0.06以下	0.002	4回/年	不可	4回/年	
24 ジクロロ酢酸	0.04以下	<0.004	4回/年	不可	4回/年	
25 ジブロモクロロメタン	0.1以下	0.012	4回/年	不可	4回/年	
26 臭素酸	0.01以下	<0.001	4回/年	不可	4回/年	
27 総トリハロメタン	0.1以下	0.023	4回/年	不可	4回/年	
28 トリクロロ酢酸	0.2以下	<0.02	4回/年	不可	4回/年	
29 ブロモジクロロメタン	0.03以下	0.007	4回/年	不可	4回/年	
30 ブロモホルム	0.09以下	0.008	4回/年	不可	4回/年	
31 ホルムアルデヒド	0.08以下	<0.008	4回/年	不可	4回/年	
32 亜鉛及びその化合物	1.0以下	<0.01	4回/年	省略可	4回/年	※2
33 アルミニウム及びその化合物	0.2以下	<0.02	4回/年	省略可	1回/3年	
34 鉄及びその化合物	0.3以下	<0.01	4回/年	省略可	1回/3年	
35 銅及びその化合物	1.0以下	<0.01	4回/年	省略可	1回/3年	
36 ナトリウム及びその化合物	200以下	12	4回/年	省略可	1回/3年	
37 マンガン及びその化合物	0.05以下	<0.005	4回/年	省略可	1回/3年	
38 塩化物イオン	200以下	17	12回/年	不可	12回/年	※1
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	26	4回/年	省略可	1回/3年	※2
40 蒸発残留物	500以下	75	4回/年	省略可	4回/年	
41 陰イオン界面活性剤	0.2以下	<0.02	4回/年	省略可	1回/3年	※1
42 ジェオスミン ※2	0.00002以下	<0.000001	4回/年	不可	夏場1回/月	
43 2-メチルイソボルネオール ※2	0.00002以下	<0.000001	4回/年	不可	夏場1回/月	※1
44 非イオン界面活性剤	0.02以下	<0.005	4回/年	省略可	4回/年	※3
45 フェノール類	0.005以下	<0.0005	4回/年	省略可	1回/3年	※2
46 有機物(TOC)	3以下	0.6	12回/年	不可	12回/年	※1
47 pH値	5.8~8.6	7.7	12回/年	不可	12回/年	
48 味	異常でないこと	0	12回/年	不可	12回/年	
49 臭気	異常でないこと	0	12回/年	不可	12回/年	
50 色度	5度以下	1	12回/年	不可	12回/年	
51 濁度	2度以下	<0.1	12回/年	不可	12回/年	
52 PFOS及びPFOA	0.00005以下	0	4回/年	省略可	1回/3年	

※1 水道水の安全性又は性状確認のため、水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。

※2 省略可能項目で、過去3年間のデータが水質基準値の1/10以下であるため、1回/3年とします。

※3 省略可能項目であるが、過去3年間のデータが水質基準値の1/10以上であるため、4回/年とします。

## 7 令和8年度水質検査計画

今里浄水

水質基準項目	基準値(mg/l)	過去3年間の検査結果による最大値(mg/l)	水道法に基づく検査の回数	検査の省略 水源の状況 や過去の検査結果から 省略の可否	検査計画	
					検査実施回数	設定理由等
1 一般細菌	100個/ml以下	71	12回/年	不可	12回/年	※1
2 大腸菌	検出されないこと	0	12回/年	不可	12回/年	
3 カドミウム及びその化合物	0.01以下	<0.0003	4回/年	省略可	1回/3年	
4 水銀及びその化合物	0.0005以下	<0.00005	4回/年	省略可	1回/3年	
5 セレン及びその化合物	0.01以下	<0.001	4回/年	省略可	1回/3年	※2
6 鉛及びその化合物	0.01以下	<0.001	4回/年	省略可	1回/3年	
7 ヒ素及びその化合物	0.01以下	<0.001	4回/年	省略可	1回/3年	
8 六価クロム化合物	0.05以下	<0.004	4回/年	省略可	1回/3年	
9 亜硝酸態窒素	0.004以下	<0.004	4回/年	不可	4回/年	
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	<0.001	4回/年	不可	4回/年	※1
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	0.1	4回/年	不可	4回/年	
12 フッ素及びその化合物	0.8以下	<0.08	4回/年	省略可	1回/3年	
13 ホウ素及びその化合物	1.0以下	0.01	4回/年	省略可	1回/3年	
14 四塩化炭素	0.002以下	<0.0002	4回/年	省略可	1回/3年	
15 1,4-ジオキサン	0.05以下	<0.005	4回/年	省略可	1回/3年	
16 シス及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04以下	<0.004	4回/年	省略可	1回/3年	※2
17 ジクロロメタン	0.02以下	<0.002	4回/年	省略可	1回/4年	
18 テトラクロロエチレン	0.01以下	<0.001	4回/年	省略可	1回/5年	
19 トリクロロエチレン	0.01以下	<0.001	4回/年	省略可	1回/6年	
20 ベンゼン	0.01以下	<0.01	4回/年	省略可	4回/年	※3
21 塩素酸	0.6以下	0.17	12回/年	不可	4回/年	
22 クロロ酢酸	0.02以下	<0.002	4回/年	不可	4回/年	
23 クロロホルム	0.06以下	<0.001	4回/年	不可	4回/年	
24 ジクロロ酢酸	0.04以下	<0.004	4回/年	不可	4回/年	
25 ジプロモクロロメタン	0.1以下	0.009	4回/年	不可	4回/年	
26 臭素酸	0.01以下	<0.001	4回/年	不可	4回/年	※1
27 総トリハロメタン	0.1以下	0.018	4回/年	不可	4回/年	
28 トリクロロ酢酸	0.2以下	<0.02	4回/年	不可	4回/年	
29 プロモジクロロメタン	0.03以下	0.003	4回/年	不可	4回/年	
30 プロモホルム	0.09以下	0.01	4回/年	不可	4回/年	
31 ホルムアルデヒド	0.08以下	<0.008	4回/年	不可	4回/年	
32 亜鉛及びその化合物	1.0以下	<0.01	4回/年	省略可	4回/年	
33 アルミニウム及びその化合物	0.2以下	<0.02	4回/年	省略可	1回/3年	
34 鉄及びその化合物	0.3以下	<0.01	4回/年	省略可	1回/3年	※2
35 銅及びその化合物	1.0以下	<0.01	4回/年	省略可	1回/3年	
36 ナトリウム及びその化合物	200以下	10	4回/年	省略可	1回/3年	
37 マンガン及びその化合物	0.05以下	<0.005	4回/年	省略可	1回/3年	
38 塩化物イオン	200以下	16	12回/年	不可	12回/年	※1
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	22	4回/年	省略可	1回/3年	
40 蒸発残留物	500以下	61	4回/年	省略可	4回/年	※2
41 陰イオン界面活性剤	0.2以下	<0.02	4回/年	省略可	1回/3年	
42 ジェオスミン ※2	0.00002以下	<0.000001	4回/年	不可	夏場1回/月	※1
43 2-メチルイソボルネオール ※2	0.00002以下	<0.000001	4回/年	不可	夏場1回/月	
44 非イオン界面活性剤	0.02以下	<0.005	4回/年	省略可	4回/年	※3
45 フェノール類	0.005以下	<0.0005	4回/年	省略可	1回/3年	※2
46 有機物(TOC)	3以下	0.4	12回/年	不可	12回/年	
47 pH値	5.8~8.6	7.7	12回/年	不可	12回/年	
48 味	異常でないこと	0	12回/年	不可	12回/年	※1
49 臭気	異常でないこと	0	12回/年	不可	12回/年	
50 色度	5度以下	<1	12回/年	不可	12回/年	
51 濁度	2度以下	<0.1	12回/年	不可	12回/年	
52 PFOS及びPFOA	0.00005以下	<0.00005	4回/年	省略可	2回/年	※4
52 PFOS及びPFOA	0.00005以下	0	4回/年	省略可	1回/3年	※2

※1 水道水の安全性又は性状確認のため、水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。

※2 省略可能項目で、過去3年間のデータが水質基準値の1/10以下であるため、1回/3年とします。

※3 省略可能項目であるが、過去3年間のデータが水質基準値の1/10以上であるため、4回/年とします。

※4 省略可能項目であるが、過去3年間検出状況により検査回数の減少が可能(年1回を3年に1回)



表題	項目	基準値	国直	湯湾釜	大和	大和ダム	大柵	戸円	名音	今里
1	一般細菌	100 個	300以上	300以上	300以上	300以上	270	300以上	300以上	300以上
2	大腸菌	不検出	検出	検出	検出	検出	不検出	検出	検出	検出
3	カドミウム及びその化合物	0.01	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
4	水銀及びその化合物	0.0005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
5	セレン及びその化合物	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
6	鉛及びその化合物	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
7	ヒ素及びその化合物	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
8	六価クロム化合物	0.05	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
9	亜硝酸態窒素	0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.2	0.1	0.1	0.1
12	フッ素及びその化合物	0.8	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08
13	ホウ素及びその化合物	1.0	0.02	0.02	0.02	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
14	四塩化炭素	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
15	1,4-ジオキサン	0.05	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
16	シス及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
17	ジクロロメタン	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
18	テトラクロロエチレン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
19	トリクロロエチレン	0.03	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
20	ベンゼン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
21	亜鉛及びその化合物	1	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
22	アルミニウム及びその化合物	0.2	<0.02	0.04	<0.02	<0.02	0.03	0.04	0.05	0.03
23	鉄及びその化合物	0.3	0.01	0.04	0.02	0.08	0.03	0.05	0.06	0.03
24	銅及びその化合物	1.0	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
25	ナトリウム及びその化合物	200	15	13	13	11	12	12	12	10
26	マンガン及びその化合物	0.05	<0.005	0.008	0.006	0.043	<0.005	0.006	0.007	0.006
27	塩化物イオン	200	23	19	17	15	16	17	16	15
28	カルシウム及びマグネシウム(硬度)	300	28	29	27	15	34	35	32	24
29	蒸発残留物	500	90	85	77	65	84	80	80	64
30	陰イオン界面活性剤	0.2	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
31	ジェオスミン	0.00001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	0.000002	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
32	2-メチルイソボルネオール	0.00001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	0.000002	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
33	非イオン海面活性剤	0.02	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
34	フェノール類	0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
35	有機物	5	0.6	0.6	0.5	0.8	<0.3	<0.3	0.5	0.5
36	PH値	5.8~8.6	7.4	7.6	7.4	7.2	7.7	7.8	7.6	7.2
37	臭気	異常でないこと	-	-	-	-	-	-	-	-
38	色度	5 度	3.1	3.3	2.8	4	1.1	1	2.9	2.2
39	濁度	2 度	0.5	0.9	0.3	1.2	0.3	0.3	0.6	0.5
40	PFOS及びPFOA	0.000005	<0.000005	<0.000005	<0.000005		<0.000005	<0.000005	<0.000005	<0.000005





水質基準項目の説明

番号	項目	基準値	区分	用途(汚染原因)	健康影響	除去法
1	一般細菌	100/mL以下	病原生物	水の汚染状況や飲料水の安全性を判定する指標		給水栓水で遊離残留塩素が0.1mg/L以上、結合残留塩素が0.4mg/L以上
2	大腸菌	検出されないこと		糞便汚染指標として大腸菌群より特異的		遊離残留塩素により短時間で死滅する
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	重金属	メッキ・軸受合金・充電式電池・ブラウン管	<b>急性中毒</b> 嘔吐・頭痛・肺気腫・肺炎・胃腸炎 <b>慢性中毒</b> 異常疲労・貧血・骨軟化症	石灰軟化・イオン交換・凝集・沈殿・ろ過等
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下		寒暖計・水銀ランプ・農薬・歯科アマルガム・医薬品	知覚障害・言語障害・視野狭窄等 <b>慢性中毒</b> 手指の振せん。・腎障害等	石灰軟化・イオン交換・凝集・沈殿・ろ過等
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下		赤色顔料(硝子・陶器) ゴム軟化剤・殺虫剤・フケとりシャンプー等 金属精錬所	<b>急性中毒</b> 皮膚障害(激痛)・嘔吐・全身けいれん・致死量1g <b>慢性中毒</b> 胃腸障害・神経過敏症・貧血・低血圧症	石灰軟化・イオン交換・凝集・沈殿・ろ過等
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下		鉛管を使用し硬度が低く、遊離炭酸の多い水では溶けやすい 合金・顔料・陶磁器・ガラス・農薬・活字の工場排水から汚染される	<b>急性中毒</b> 嘔吐・腹痛・下痢・血圧降下・昏睡 <b>慢性中毒</b> 疲労・皮膚蒼白・便秘 腹痛・けいれん	石灰軟化・イオン交換・凝集・沈殿・ろ過等
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下		半導体材料・顔料・農薬・殺鼠剤・医薬品など、鉱山排水・精錬排水・工場排水・温泉などの混入、深井戸で還元条件では亜ヒ酸が主体	<b>急性中毒</b> コレラ様嘔吐・下痢・腹痛 <b>慢性中毒</b> 皮膚の角化症・黒皮症(がん)・抹消神経炎	塩素酸化+凝集+ろ過・石灰軟化・活性アルミナ・イオン交換
8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下		ステンレス等・電池・革なめし・防虫剤など、環境中で天然に存在するのはほぼ三価に限られ六価のものは人為的起源、塩素処理された水には三価クロムはほとんど存在せず六価となる	三価の毒性は弱く六価は強い <b>急性中毒</b> 腸カタル・嘔吐・下痢・口渇 <b>慢性中毒</b> 黄疸を伴う肝炎	石灰軟化・イオン交換
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下		水中に含まれる亜硝酸イオン中の窒素の量であり、窒素肥料、腐敗した動植物、家庭排水等により由来します。これらに含まれる窒素化合物は、環境中で酸化及び還元を受け、硝酸態窒素、亜硝酸態窒素等になります。	摂取すると体内で食物中のたんぱく質に含まれるアミン類と結合し、発ガン物質であるニトロアミンを作り出し、急性中毒を引き起こす危険性があります。  幼児にメトヘモグロビン血症をおこすことがある。	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下 <b>ヒトへの致死量</b> HCN:0.005g シアン化カリウム: 0.15~0.3g		無機物質	汚染源はめっき工業・金銀精錬・写真工業・コークス・ガス製造業など、水中のある種の有機物と塩素が反応して微量の塩化シアンが生成されることがある	ヘモグロビンが酸素を運ぶ作用が阻害されるため全身窒素血症を起こし死に至る <b>急性中毒</b> 麻痺・失神・けいれん・呼吸麻痺
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下 <b>ヒトへの致死量</b> 硝酸カリウム:54~462mg/kg 亜硝酸ナトリウム: 32~154mg/kg		硝酸塩:無機窒素肥料・火薬製造・ガラス製造・蓄熱媒体・食品防腐剤  亜硝酸塩:ナトリウム塩またはカリウム塩	亜硝酸性窒素は血液中のヘモグロビンと反応して酸素運搬機能のない血色素のメトヘモグロビンを生成する、これが10%以上になるとメトヘモグロビン血症になる	イオン交換

水質基準項目の説明

番号	項目	基準値	区分	用途(汚染原因)	健康影響	除去法
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	無機物質	アルミ・ウランなどの精錬の融剤・ガラス加工・電子工業など 地質:花崗岩・火山灰・沖積層 温泉:温泉・鉱泉 工場:フッ化物使用工場からの排水及び大気飛散	1mg/L:う蝕減少 2mg/L以上:斑状歯 8mg/L:10%に骨硬化症 50mg/L:甲状腺障害 125mg/L:腎障害 2.5~5g:致死	電解法・凝集沈殿
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下		硼砂・カーン石・コールマン石など マグネシウム合金製造の触媒・ロケット燃料・ガラス製造・防錆剤・防火剤・化粧品・医薬品 火山地帯の地下水や温泉からの混入	<b>重傷中毒</b> 血圧低下・ショック症状・中枢神経抑制による呼吸停止 <b>慢性中毒</b> 食欲不振・悪心・嘔吐・皮膚障害	イオン交換
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	一般有機化学物質	フロンガス11、12等冷媒の原料・エアゾール用噴射剤・金属洗浄用溶剤・塗料・プラスチックの製造・薫蒸殺菌剤	肝臓・腎臓などや神経系統に障害	活性炭・エアレーション
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下		酢酸セルロース・オイル・ワックス・染料の溶剤等	頭痛・めまい・嘔吐等の自覚症状・前眼部障害又は気道、肺障害	
16	1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/L以下		塩化ビニル樹脂・家庭用ラップ・食品包装用フィルムの原料 環境中に放出されたものの大部分が大気中に揮散する、水中では安定で土壌吸着性は低い	肝臓障害	活性炭・エアレーション
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下		熱可逆性樹脂の原料・染料抽出剤・溶剤 土壌吸着性が低く、地下に浸透し地下水中でトリクロロエチレン・テトラクロロエチレンから還元状態で生成	高濃度で麻酔作用	活性炭・エアレーション
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下		油脂等の抽出剤・塗料剥離剤・アセチルセルロース等の溶媒 環境中に放出されたものの大部分が大気中に揮散し、数日で光分解する	高濃度で麻酔作用	活性炭・エアレーション
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下		ドライクリーニング洗浄剤・金属洗浄用溶剤・フロン113の原料等 嫌気状態で徐々に分解されてトリクロロエチレン・ジクロロエチレンを生成し、さらに塩化ビニルを生成することもある	めまい・頭痛・黄疸・肝機能障害	活性炭・エアレーション
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下		ドライクリーニング洗浄剤・金属洗浄用溶剤・吸入鎮痛剤・麻酔 嫌気状態の土壌中ではジクロロエチレン・塩化ビニルにゆっくり分解する	高濃度で嘔吐・腹痛・一時的意識不明	活性炭・エアレーション

水質基準項目の説明

番号	項目	基準値	区分	用途(汚染原因)	健康影響	除去法
20	ベンゼン	0.01mg/L以下	一般有機化学物質	合成ゴム・合成皮革・有機顔料・合成繊維等 最も大きな発生源はガソリンの燃焼による	ほとんどがフェノールに変化し、排泄は呼吸からと尿から	活性炭・エアレーション
21	塩素酸	0.6mg以下	消毒副生物	消毒剤として使用する次亜塩素酸ナトリウムの品質が劣化した際に生成される	現時点では発がん性に関する知見はないものの、赤血球細胞へダメージを与える	
22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下		除草剤・催眠剤・有機合成・パーマネント液用・香料・キレート剤・界面活性剤	皮膚粘膜障害・蒸気に触れることは危険	
23	クロロホルム	0.06mg/L以下		フッ素系冷媒のクロロジフルオロメタンの原料・消毒剤・麻酔剤 前駆物質にはフミン質・タンパク質・アミノ酸・藻類・パルプ工場排水中のリグニン・下水処理排水中の有機物等	中枢神経を抑制し麻酔剤に使われる、意識消失後昏睡状態を経て死亡する、肝臓・腎臓の機能障害	粒状活性炭吸着・エアレーション
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下		塩素消毒による消毒副生成物	眼・皮膚・気道に対して腐食性	塩素消毒以外のオゾンや紫外線などの代替消毒技術
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下		水中のフミン質等の有機物質と遊離塩素が反応して生成される、生成量は原水中の臭素イオン濃度に大きく影響される	肝臓で酸化されジブロモカルボニル・トリプロモラジカル・プロモジクロロメタンとなり毒性を発現する	粒状活性炭吸着・エアレーション
26	臭素酸	0.01mg/L以下		分析用試薬・毛髪のコールドウェーブ用薬品 オゾン処理によって消毒副生成物として生成される	目・皮膚・消化管を刺激、メヘモグロビン血症・チアノーゼ・腎不全・脳障害・	
27	総トリハロメタン(クロロホルム・ジブロモクロロメタン・プロモジクロロメタン・プロモホルム)	0.1mg/L以下		水中のフミン質等の前駆物質と遊離塩素が反応して生成される		粒状活性炭吸着・エアレーション
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下		除草剤・土壌殺菌剤・防腐剤・医療用など、他に除タンパクの用途がある	肝臓で二酸化炭素と塩素イオンに変換されるか、還元されてアルデヒドになる	活性炭
29	プロモジクロロメタン	0.03mg/L以下		水中のフミン質等の有機物質と遊離塩素が反応して生成される 前駆物質にはフミン質・タンパク質・アミノ酸・藻類・パルプ工場排水中のリグニン・下水処理排水中の有機物等	中枢神経を抑制し麻酔剤に使われる、意識消失後昏睡状態を経て死亡する、肝臓・腎臓の機能障害	粒状活性炭吸着・エアレーション
30	プロモホルム	0.09mg/L以下		鉱物分析の浮遊試験・吸入麻酔剤等 嫌気状態でメタン菌や脱窒菌、硫酸還元菌が存在すると生分解される	中枢神経を抑制し麻酔剤に使われる、意識消失後昏睡状態を経て死亡する、肝臓・腎臓の機能障害	粒状活性炭吸着・エアレーション
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	石灰酸系・尿素系・メラミン系合成樹脂の原料 農薬・住居・船舶の消毒剤 合成樹脂や染料製造工場の排水及び、排気、土木工事用薬剤等	呼吸困難・めまい・嘔吐・胃けいれん・口腔及び胃に炎症	活性炭	

水質基準項目の説明

番号	項目	基準値	区分	用途(汚染原因)	健康影響	除去法
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下  ヒトへの致死量 ZnSO <sub>4</sub> :3~5g ZnCl <sub>2</sub> :1~2g	色	トタン板の製造・真鍮の合金材料・乾電池等  亜鉛鉱山・亜鉛精錬所・めっき工場・顔料・医薬品製造工場等  亜鉛めっき部分から水道水に溶出	<b>急性毒性</b> 下痢・腹痛・けいれん	石灰軟化・イオン交換・凝集+沈殿・ろ過(若干の除去)
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下		家庭用品・電気用品・航空機・車輛・建築用資材に使用される  鉱山排水・工場排水・温泉などで混入	ヒトに及ぼす有害な影響は明らかでない	凝集+沈殿・ろ過・緩速ろ過・膜ろ過
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下		建設資材・水道管等 鉱山排水や酸性河川では硫酸等により岩石等の鉄が溶解し存在する	ほとんど無害	空気酸化・塩素酸化・接触酸化・生物酸化・赤水防止の応急的処置
35	銅及びその化合物	1.0mg/L以下		銅線・青銅や黄銅等の伸銅品・厨房器具・銅管・農薬等  銅鉱山・銅精錬工場・銅線工場・めっき工場等の排水・農薬散布等	人体に対する毒性は低い  過剰摂取で吐き気・腹痛・肝臓・腎臓障害	凝集+沈殿+ろ過・石灰軟化・イオン交換
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	味覚	ナトリウム化合物の合成・医薬・染料用・食品・ガラス	食塩過剰摂取による急性影響でけいれん・筋硬直・肺浮腫	イオン交換
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	色	特殊鋼の脱酸及び添加剤・ガラスの着色・染色・乾電池  鉱泉・鉱山排水・下水・乾電池製造業や陶磁器製造業などの排水	<b>慢性中毒</b> 不眠・感情障害・手指のふるえ・言語不明瞭  <b>急性中毒</b> 神経症状・全身けん怠感・頭痛・関節痛・脳炎	マンガン砂による接触ろ過法・塩素による除去法・過マンガン酸カリウムによる除去法・鉄細菌による除去法
38	塩化物イオン	200mg/L以下	味覚	塩素イオンの基準は味覚という観点から定めたものである		イオン交換
39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下		軟水では腐食性が大きく、非常に硬水は金属表面に炭酸カルシウムの保護被膜を形成するため腐食性は小さいなど、水道施設の維持管理上重要な項目である	硬度が高すぎると胃腸を害して、下痢を起こす場合がある	石灰軟化・イオン交換・ナノろ過
40	蒸発残留物	500mg/L以下		カルシウム・マグネシウム・ナトリウム・カリウム・ケイ酸・塩化物等ではほとんどが地質に由来する  濁度のある水だと浮遊物質と溶解物質との総和となり、透明な水だと溶解性物質のみの量となる	蒸発残留物の中でも溶解性のものは基準値を超した場合でも健康への影響はほとんど問題ない  健康への影響はほとんどないが味に影響する	石灰軟化・イオン交換・ナノろ過
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	発泡	洗濯用洗剤・台所洗剤・化粧品・医薬品・製紙等  水の表面張力の低下・浸透や湿潤の増大・油脂等の乳化、分散、懸濁性を促進する特性がある		活性炭
42	ジェオスミン (オクタヒドロ4.8a-ジメチルナ-フタレン4a-オール9)	0.00001mg/L以下	におい	ある種の藍藻類と放線菌が産出する		活性炭・オゾン・生物処理 (急速ろ過方式の処理では除去は困難)

水質基準項目の説明

番号	項目	基準値	区分	用途(汚染原因)	健康影響	除去法
43	2-メチルイソボルネオール  (1・2・7・7 テトラメチル ピシクロヘプタン-2- オール)	0.00001mg/L以下	におい	放線菌から分離したかび臭物質 で墨汁のようなにおいを呈する  ある種の藍藻類と放線菌が産出 する		活性炭・オゾン・生物処理 (急速ろ過方式の処理では除去は 困難)
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	発泡	合成洗剤・合成樹脂乳化重合 用乳化剤・浸透剤・可溶化剤な ど  非イオン活性剤は泡立ちが少な く他の活性剤の泡を抑制する傾 向がある	経口毒性は一般に陰イオン 界面活性剤に比べて低い	凝集沈殿処理 (陰イオン界面活性剤はほとんどこ の方法では除去されない)
45	フェノール類	フェノールとして 0.005mg/L以下	におい	消毒剤・防腐剤・合成樹脂・爆 薬・染料  フェノール類とは4-アミノアンチ ピリンにより呈色するフェノール・ クレゾール・ナフトール・カテコ ール等	組織に対し著しい腐食作用 がある  皮膚・粘膜・胃腸から吸収さ れ中枢神経に毒作用を及ぼ す	活性炭
46	有機物(全有機炭素 (TOC)の量)	3mg/L以下	味覚	種々の有機化合物から構成さ れており、これらの有機化合物 に含まれている炭素量をいう		
47	pH値	5.8以上8.6以下	基本的 性状	水質の変化・生物の繁殖の消 長・腐食性・水処理効果への影 響等に関与する  植物プランクトンが豊富だと光 合成によりアルカリ性が強く、湖 の底層は呼吸などにより酸性が 強くなる	ヒトの健康とpH値との直接 的因果関係は確かめられて いない	エアレーション・アルカリ剤の添加・ かき殻(炭酸カルシウム)ろ過酸性 剤の添加
48	味	異常でないこと		味を感じさせる化合物は一般 的に有機汚染物質よりもはるかに 高濃度で水に溶けている無機 物である		
49	臭気	異常でないこと		臭味に影響を及ぼす化合物と してはフミン質・親水性の酸類・カ ルボン酸類・酸ペプチド類やア ミノ酸類・炭水化物・炭化水素な ど  臭味に関係する生物は放線菌 と藻類		活性炭・オゾン・生物処理
50	色度	5度以下		天然水中の色度は主にフミン質 に由来する  黄褐色類似の色は下水・工場 排水の混入・鉄やマンガンイ オンの酸化によっても生じる		凝集処理・活性炭吸着・オゾン酸 化・生物酸化・接触ろ過
51	濁度	2度以下		濁りは水の清濁・汚染状態・水 処理効果の判定等の上で重要		緩速ろ過・凝集+沈殿・急速ろ過・膜 ろ過
52	PFOS及びPFOA	0.00005mg/L以下		工場などの排水などから地下水 や川に混入する場合がある。	免疫力の低下、コレステロー ルの上昇、肝機能低下、腎 臓がんなどリスク増加。	吸着除去や逆浸透膜(RO膜)、イ オン交換樹脂など